（大臣官房付）経済産業技官　都筑　秀明
内閣府に出向させる
（中小企業庁経営支援部商業課長）経済産業事務官　和田　純一
大臣官房付に転任させる
（原子力安全・保安院原子力安全特別調査課長）同　畑野　浩朗
大臣官房付に転任させる
消費者庁に出向させる
（中小企業庁経営支援部経営支援課長）同　岸本　吉生
（北海道経済産業局総務企画部長）同　福田　正信
大臣官房付に転任させる
警察庁に出向させる（各通）
横田　俊之
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
総務省に出向させる
（大臣官房審議官（地域経済担当））経済産業事務官　米倉　実
文部科学省に出向させる
（原子力安全・保安院審議官（原子力安全基盤担当））経済産業技官　森山　善範
大臣官房付に転任させる
文部科学省に出向させる
（大臣官房政策評価広報課長）経済産業事務官　山根　啓
（産業技術環境局認証課長）経済産業技官　小野　裕章
（製造産業局車両課長）経済産業事務官　山下　隆也
大臣官房付に配置換する（各通）
伊藤　元
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する
（九州経済産業局長）経済産業事務官　橘髙　公久
大臣官房付に配置換する
辞職を承認する
（文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当））文部科学事務官　箱﨑　慶一
経済産業技官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）経済産業技官　齋藤　圭介
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する
（経済産業事務次官）　望月　晴文
（経済産業審議官）　石毛　博行
（中小企業庁長官）経済産業事務官　長谷川榮一
（大臣官房地域経済産業審議官）経済産業技官　塚本　修
（製造産業局長）経済産業事務官　平工　奉文
（大臣官房商務流通審議官）同　瀬戸比呂志
（資源エネルギー庁次長）経済産業技官　本部　和彦
辞職を承認する（各通）（以上七月三十日）
（大臣官房参事官（製造産業局・総合調整担当）兼製造産業局産業機械課長）経済産業事務官　吉田　雅彦
製造産業局産業機械課長の併任を解除する
（中小企業庁事業環境部財務課長）同　濱野　幸一
製造産業局産業機械課長に転任させる
（大臣官房秘書課長補佐（任用担当））同　関　淳夫
近畿経済産業局産業部長に昇任させる
（資源エネルギー庁長官官房国際課長）同　小野　洋太
大臣官房付に転任させる　南　亮
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
資源エネルギー庁に出向させる　中石　斉孝
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
中小企業庁に出向させる（以上八月一日）
（大臣官房審議官（商務流通・国際博覧会担当））経済産業事務官　眞鍋　隆
大臣官房付に配置換する
商務流通担当を免ずる
国際博覧会担当を免ずる
（貿易経済協力局貿易管理部長兼貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）同　吉田　正一
貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長の併任を解除する
（警察庁長官官房付）警視長　保住　正保
経済産業事務官（貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）に転任させる
（国土交通省航空局監理部長）　又野　己知
（国土交通事務官　経済産業事務官（大臣官房審議官）に転任させる
商務流通担当を命ずる
国際博覧会担当を命ずる
（環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐）環境事務官　小森　繁
経済産業事務官（四国経済産業局総務企画部長）に昇任させる
（大臣官房付）経済産業事務官　山田　尚義
国土交通省に出向させる
（四国経済産業局総務企画部長）同　廣木　雅史
大臣官房付に配置換する
環境省に出向させる（以上八月十日）
（外務省中東アフリカ局アフリカ第１課長）外務事務官　樋口　義広
経済産業事務官（貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長）に転任させる
（貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長）経済産業事務官　津川　貴久
外務省に出向させる（以上八月十六日）
（外務省欧州連合日本政府代表部公使）外務事務官　戸谷　文聡
経済産業事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
通商戦略担当を命ずる
（大臣官房審議官（通商戦略担当））経済産業事務官　新美　潤
外務省に出向させる（以上八月二十日）
（特許庁長官）経済産業事務官　細野　哲弘
資源エネルギー庁長官に配置換する
（防衛省大臣官房審議官）防衛書記官　岩井　良行
経済産業事務官（特許庁長官）に昇任させる
（大臣官房付）経済産業事務官　鈴木　英夫
防衛省に出向させる
（資源エネルギー庁長官）同　石田　徹
辞職を承認する（以上八月二十三日）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３０６号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九29番地50
債務者　南部　繁則
決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月19日午前10時15分
免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３０号
宮城県石巻市須江字池袋10番地
債務者　市川　康廣
決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　内田　正之
破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午前10時
免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
茨城県つくば市菅間445番地16
債務者　小座間英哉
決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　松沼　和弘
破産債権の届出期間　平成22年９月30日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日まで
免責意見申述期間　平成22年11月30日午前10時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係